

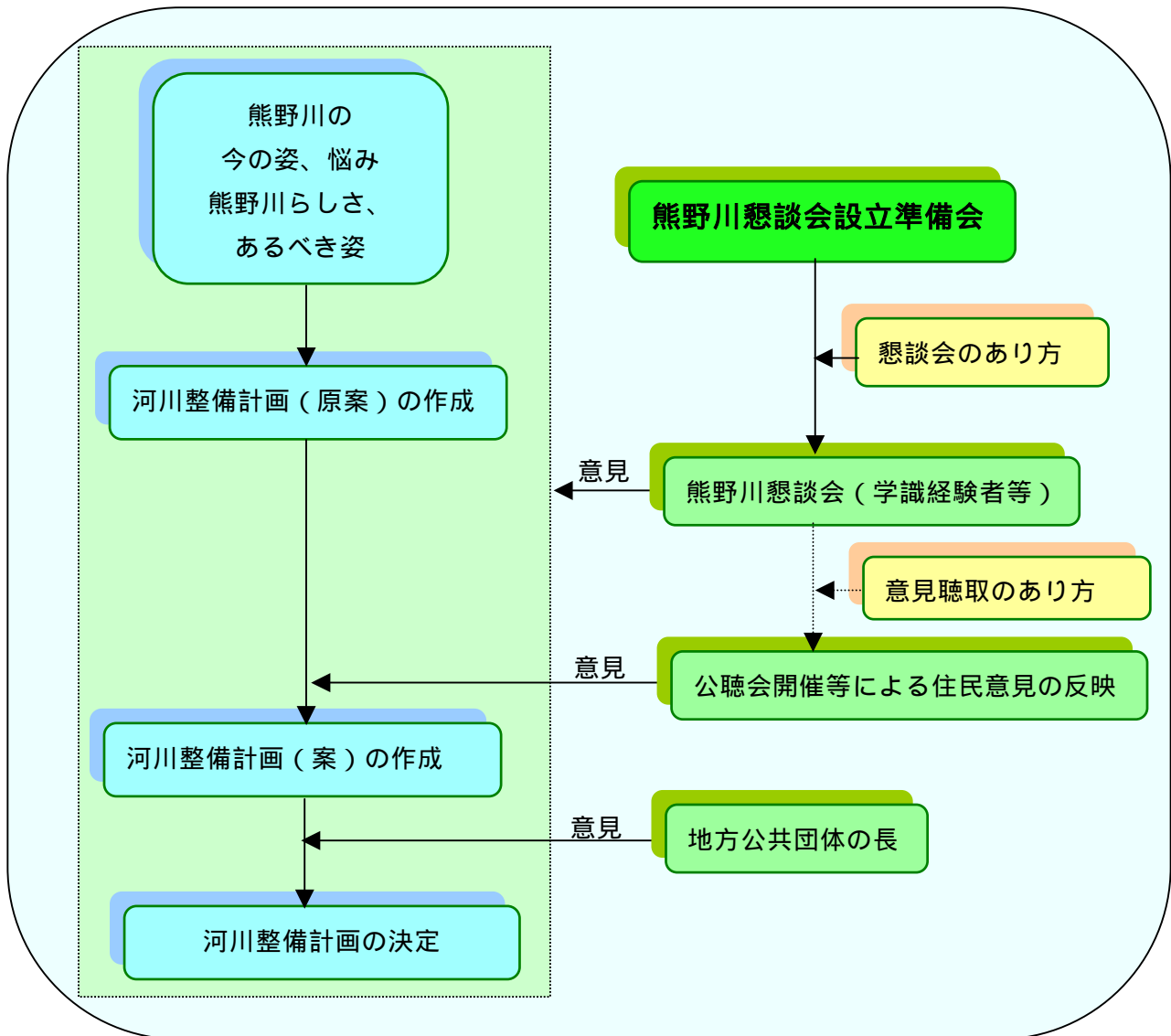
参考資料 1

第2回

熊野川懇談会設立準備会

第1回設立準備会の審議内容

熊野川懇談会設立準備会の位置づけ



諮 問

熊野川懇談会について（諮問）

熊野川河川整備計画の作成にあたり、熊野川らしさやあるべき姿を踏まえつつ、河川法第十六条の二第三項の趣旨に基づき同整備計画の案作成に向け学識経験者の意見を聴くためなど、設置を予定している「熊野川懇談会」の構成委員、運営のあり方等について、ここに諮問する

審議内容

第1回 熊野川懇談会設立準備会の開催

熊野川懇談会設立準備会の第1回会議を以下のとおり開催しました。

場所：ホテルグランヴィア和歌山 6F 葵の間

日時：平成15年12月20日(土) 13:00~16:00

審議内容

近畿地方整備局紀南河川国道事務所長の諮問を受けて、以下の審議を行いました。

委員長の選出

設立準備会の規約について

情報公開方法について

熊野川の流域について

その他

審議結果

審議の結果、以下の事項を決定しました。

設立準備会の委員長選出について

- 委員の互選により、江頭進治立命館大学理工学部教授を委員長に選出しました。

設立準備会の規約について

- 設立準備会の規約を決めました。

設立準備会の情報公開について

- 設立準備会の情報公開方法を決めました。

熊野川の流域について

- 河川管理者から熊野川流域の概要について説明を受けました。

その他

- 会議においては、新宮市在住の傍聴者から、熊野川にまつわる歴史的な話を交えた発言があり、貴重な意見を頂くことができました。

< 第1回 設立準備会審議状況 >



議事骨子

平成15年12月20日

第1回熊野川懇談会設立準備会 議事骨子

委員長 江頭 進治

1. 傍聴について

委員全員の賛同により傍聴が認められた。

2. 熊野川懇談会設立準備会規約について

規約(案)について審議を行い、第7条を以下のとおりとした(下線部を修正、追加する)。その他の規約については規約(案)で決定した。

(会議)

第7条 設立準備会は、委員の4 / 5以上の出席をもって成立する。委員の代理出席は認めない。設立準備会は出席者の過半数をもって意志決定を行う。同数の場合は、委員長の裁量に委ねる。

3. 委員長の選出

設立準備会の委員長は互選により江頭委員に決定された。

4. 情報公開方法について

情報公開要領(案)について審議し、以下の事項を決定した。その他の項目は情報公開要領(案)とする。

- ・ 会議の傍聴は可能とする。この際、席数を明記して案内し、先着順とする。席数は最大60名程度とする。
- ・ 設立準備会の開催の案内は、事務局が対応できる範囲において行う。
- ・ 会議資料は、ホームページ上に公開するとともに、所定箇所への配布、応募による配布を通じて公開する。
- ・ 審議の内容及び結果は、ホームページ上に公開する。議事骨子、ニュースレターは、会議場及び関係機関で配布する。議事録は会議場及び関係機関で閲覧できるようにし、希望者には配布する。
- ・ 投稿意見の取り扱いは公開とし、それを参考資料として会議資料に添付する。ただし、数量が多い場合には調整する。

5. その他

スケジュールは(案)のとおりとするが、議事状況により変更することもある。次回、準備会の進行は委員長が行う。